

事業の体系図

体系図

目的

手段

予算種別

事業名

治水	洪水氾濫を未然に防ぐ対策	河道改修	直轄	一般河川改修事業 河川都市基盤整備事業
			補助	事業間連携河川事業 大規模特定河川事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業
			交付金	広域河川改修事業 都市基盤河川改修事業 施設機能向上事業 下水道関連特定治水施設整備事業 住宅地基盤特定治水施設等整備事業
		洪水調節施設の整備	直轄	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業
			補助	補助ダム建設事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業
			交付金	調節池整備事業 ※ 水資源機構事業
		構造物の改築	直轄	特定構造物改築事業
			補助	大規模特定河川事業 河川メンテナンス事業
	流域一体となった治水対策		直轄	流域治水整備事業
			補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業
			交付金	総合治水対策特定河川事業 ※ 都市水防災対策事業 ※ 総合内水緊急対策事業 ※ 流域治水対策河川事業 ※ 流域貯留浸透事業 河川・下水道一体型豪雨対策事業 ※ 土地利用一体型水防災事業
	再度災害防止対策		直轄	河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業
			補助	河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業
			直轄	一般河川改修事業
			補助	事業間連携河川事業
環境	高潮対策		交付金	地震・高潮対策河川事業
			直轄	一般河川改修事業
			補助	事業間連携河川事業
	地震・津波対策		交付金	地震・高潮対策河川事業
			直轄	一般河川改修事業
			補助	事業間連携河川事業
	自然環境の保全・復元	流水の正常な機能の維持	直轄	総合水系環境整備事業
			交付金	統合河川環境整備事業
			直轄	直轄ダム建設事業 流況調整河川事業
			補助	補助ダム建設事業
			交付金	水資源機構事業
対策等	水環境の改善		直轄	総合水系環境整備事業
			交付金	統合河川環境整備事業
	地域の取組みと一体となった水辺空間の形成		直轄	総合水系環境整備事業
			交付金	統合河川環境整備事業
	戦略的維持管理・更新		直轄	河川維持修繕事業 河川工作物関連応急対策事業 堰堤維持事業
			補助	河川メンテナンス事業
			直轄	堰堤改良事業
対策等	機能の回復又は向上		補助	ダムメンテナンス事業
			交付金	総合流域防災事業
対策等	地域主導の川づくり		交付金	総合流域防災事業

※ 令和3年度までに採択された事業のみを対象とする。令和4年度以降の新規事業は補助：特定都市河川浸水被害対策推進事業として実施が可能。

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

直轄

一般河川改修事業、河川都市基盤整備事業

概要

一般河川改修事業

洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河道改修を実施します。

河川都市基盤整備事業

都市部の沿川において、良好な水辺環境の整備及び都市部の浸水被害の解消等の水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となって堤防整備等の河川改修を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

河川都市基盤整備事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

事例

かせ
加勢川（熊本県）



かけはし
梯川（石川県）



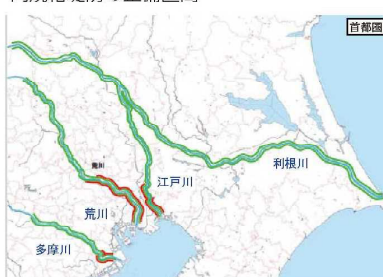
あらかわこまつがわ

荒川小松川地区（東京都）住宅、都立公園と一体となって整備を実施
防災公園として高台化された都立大島小松川公園は、震災時、洪水時の避難場所※として指定されています。

※：東京都震災対策条例の避難場所、江戸川区洪水ハザードマップの避難場所



高規格堤防の整備区間



Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

補助

- 事業間連携河川事業
- 大規模特定河川事業

交付金

- 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業
- 施設機能向上事業、下水道関連特定治水施設整備事業
- 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

概要

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに、特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進します。

広域河川改修事業

水系、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施します。

都市基盤河川改修事業

河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施します。

施設機能向上事業

同一の洪水氾濫域を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施します。

下水道関連特定治水施設整備事業

下水道事業による雨水対策効果を上げるための治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施します。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施します。

負担率・補助率

補助

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

一級河川 1/2、1/3※（北海道 2/3、1/3※）
二級河川 1/2、1/3※（北海道 5.5/10、1/3※）
沖縄 9/10、1/3※ 離島1/2、6/10、1/3※
準用河川 1/3

交付金

広域河川改修事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

都市基盤河川改修事業

一級河川1/3
二級河川1/3

※：補助率1/3事業は次の事業をいう（準用河川を除く）

- 河川法（昭和39年法律第167号）第16の3に基づき河川管理者との協議により市又は特別区が事業主体となって改良工事を実施する事業
- 流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業

施設機能向上事業

一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

下水道関連特定治水施設整備事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

一級河川等同種の治水施設の整備事業等に係る交付割合と同じ割合

事例

広域河川改修事業



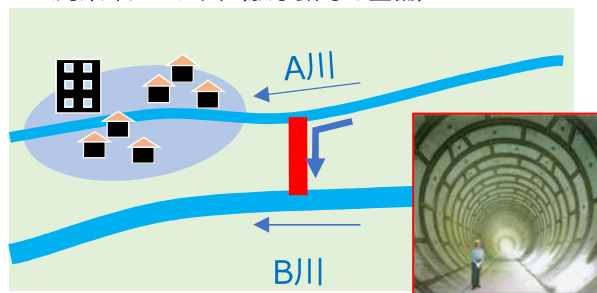
都市基盤河川改修事業



大規模特定河川事業

【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】

＜対策イメージ図（放水路等の整備）＞



放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下させます。

浸水被害の解消を図ります。

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [洪水調節施設の整備]

直轄

・ 一般河川改修事業、直轄ダム建設事業

交付金

・ 調節池整備事業、水資源機構事業

補助

・ 補助ダム建設事業

概要

洪水による災害の発生を防止するため、ダムや遊水地等の洪水調節施設を整備します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

直轄ダム建設事業

一級河川2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10）

二級河川1/2（北海道5.5/10、奄美6/10、沖縄9/10）

交付金

調節池整備事業

一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）

二級河川1/2（北海道 5.5/10）

水資源機構事業

フルプラン水系 2/3（大規模 7/10）

事例

つがる
津軽ダム（青森県）



重力式コンクリートダム

ますだ
益田川ダム（島根県）



重力式コンクリートダム
(洪水調節専用の流水型ダム)

かわかみ
川上ダム（三重県）



重力式コンクリートダム

わたらせ
渡良瀬遊水地（渡良瀬川：栃木県）

H27.9 関東・東北豪雨



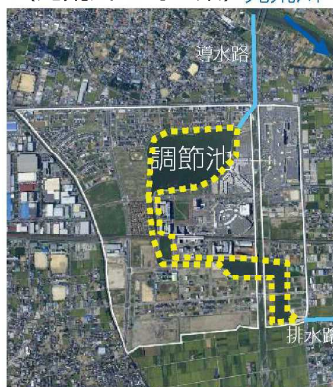
渡良瀬遊水地

渡良瀬川

大相模調節池

もとあらかわ

（元荒川：埼玉県）元荒川



導水路

調節池

排水路



平常時



H27.9 関東・東北豪雨

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [構造物の改築]

直轄

- ・ 特定構造物改築事業

補助

- ・ 大規模特定河川事業
- ・ 河川メンテナンス事業

概要

洪水による災害の発生を防止するため、老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復・向上を図ります。

負担率・補助率

直轄

特定構造物改築事業

一級河川2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

大規模特定河川事業、河川メンテナンス事業

一級河川1/2（北海道 2/3）

二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

橋梁の改築

黄瀬川橋（黄瀬川：静岡県）



水門の改築

日光川（愛知県）



堰の改築

行徳可動堰（江戸川：東京都・千葉県）
老朽化対策及び耐震補強対策を実施



Ⅳ 事業の紹介

流域一体となった治水対策

直轄

- 流域治水整備事業

補助

- 特定都市河川浸水被害対策推進事業

交付金

- 総合治水対策特定河川事業、都市水防災対策事業、総合内水緊急対策事業
- 流域治水対策河川事業

概要

水害の発生を防止するため、河川改修の他に流域対策や土地利用規制等を組み合わせ、流域と一体となった治水対策を実施します。

流域治水整備事業

特定都市河川流域で地方公共団体等による流域対策と併せて河川の整備を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

総合治水対策特定河川事業

流域の急激な都市化に伴い、治水安全度の低下が著しい都市部の河川において、総合的な治水対策を推進します。

都市水防災対策事業

人口の集中の著しい大都市において氾濫流制御施設の整備を実施します。

総合内水緊急対策事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施します。

流域治水対策河川事業

地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施します。

事例

流域治水整備事業

やまとがわ やまとがわ
大和川遊水地等（大和川：奈良県）



負担率・補助率

直轄

流域治水整備事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

補助

特定都市河川浸水被害対策推進事業

- 河川改修
- 一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
- 二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）
- 雨水貯留浸透施設等
- 一級河川1/2
- 二級河川1/2

交付金

総合治水対策特定河川事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

都市水防災対策事業

一級河川1/3
二級河川1/3

総合内水緊急対策事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

流域治水対策河川事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

特定都市河川浸水被害対策推進事業

掘込式調整池等（大和川：奈良県）



Ⅳ 事業の紹介

「流域治水」の推進に当たっての 法的枠組みの活用

交付金

- ・流域貯留浸透事業
- ・河川・下水道一体型豪雨対策事業
- ・土地利用一体型水防災事業

概要

流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進します

河川・下水道一体型豪雨対策事業

洪水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進します

土地利用一体型水防災事業

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します

負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業

一級河川1/3

二級河川1/3

（民間企業等が施工する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2を負担）

河川・下水道一体型豪雨対策事業

都市基盤河川改修事業、流域治水対策河川事業、流域貯留浸透事業、総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業又は総合流域防災事業で該当する事業に準ずる

土地利用一体型水防災事業

一級河川 1/2

二級河川 1/2

事例

流域貯留浸透事業

学校の校庭を利用した流域貯留施設（神奈川県横浜市）



施設整備状況



整備後

土地利用一体型水防災事業

イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。

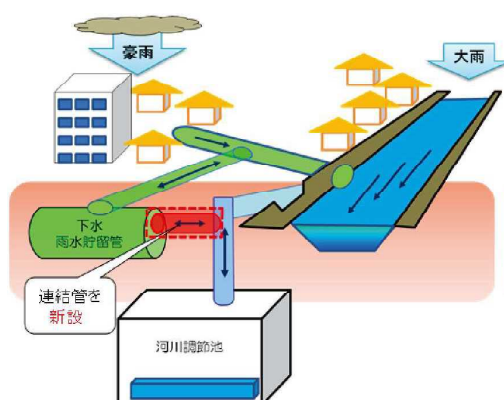


輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。

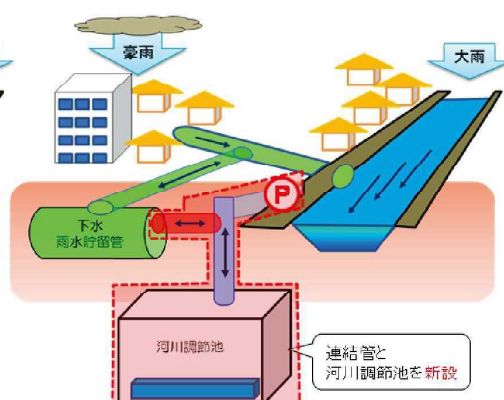
河川・下水道一体型 豪雨対策事業

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。

連結管を新設する場合



連結管及び河川調節池等を新設する場合



Ⅳ 事業の紹介

再度災害防止対策

直轄

- 河川激甚災害対策特別緊急事業
- 床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧等関連緊急事業

補助

- 河川激甚災害対策特別緊急事業
- 床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧等関連緊急事業

概要

近年、水害が発生した地域において、再度災害防止のための対策を緊急的に実施します。

河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水・高潮等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- 概ね5年間で緊急的に改修工事を実施
- 全体事業費は10億円以上、かつ、一般的被害総額に相当する額を上限
- 以下のいずれかの項目に該当するもの
 - 流出または全壊家屋数50戸（25戸）以上
 - または浸水家屋数が2,000戸（1,000戸）以上
 - （ ）書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね2倍以上である場合

床上浸水対策特別緊急事業

被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を図るべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。

- 概ね5年間で事業完了させるもの
- 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
 - 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの
 - 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの
 - 床上浸水回数が2回以上であるもの
 - 内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し、実施するものであること

河川災害復旧等関連緊急事業

上流部における災害復旧事業、または改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- 概ね4年間で事業完了させるもの
- 以下に該当するもの
 - この事業の上流において災害復旧事業等が採択されること
 - 上記事業により5%以上の流量増加が見込まれること
 - 全体事業費が10億円以上であること

負担率・補助率

直轄

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 5.5/10（北海道 7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 1/2、1/3（北海道 2/3）
二級河川 1/2、1/3（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10）
二級河川 1/2

事例

河川激甚災害対策特別緊急事業

おも
H29 7月豪雨：雄物川（秋田県）



床上浸水対策特別緊急事業

H27 9月関東・東北豪雨
なるせ よしだ
（鳴瀬川水系吉田川：宮城県）



河川災害復旧等関連緊急事業

けいせん
H29九州北部豪雨（福岡県桂川町）



Ⅳ 事業の紹介

高潮対策

- | | |
|-----|---------------|
| 直轄 | ・ 一般河川改修事業 |
| 補助 | ・ 事業間連携河川事業 |
| 交付金 | ・ 地震・高潮対策河川事業 |

概要

台風によって高潮被害が発生するおそれのある地域において、高潮堤防、防潮水門等の整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P45

事業間連携河川事業

参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

高潮堤防の整備

しらかわ
白川 (熊本県)

整備前



整備後



地震・津波対策

- | | |
|-----|---------------|
| 直轄 | ・ 一般河川改修事業 |
| 補助 | ・ 事業間連携河川事業 |
| 交付金 | ・ 地震・高潮対策河川事業 |

概要

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることも踏まえ、地震による堤防の沈下等による堤内地への浸水を防ぐため、堤防の耐震対策等を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P45

事業間連携河川事業

参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

河川堤防の耐震対策

きゅうよしの なると
旧吉野川 (鳴門市)



かにえ
蟹江川 (愛知県)



自然環境の保全・創出

直轄	・ 総合水系環境整備事業
交付金	・ 統合河川環境整備事業

概要

自然環境の保全・創出は、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出を目指す取組の一貫として実施しています。また、極力人の手を入れず、河川の自然の復元力を活かした川づくりを目指しています。

負担率・補助率

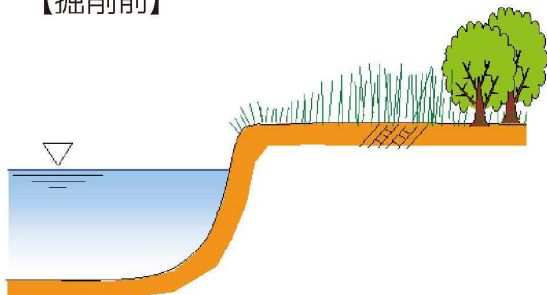
直轄	総合水系環境整備事業	1/2
交付金	統合河川環境整備事業 (北海道1/3、沖縄1/2)	1/3

事例

湿地再生（円山川：兵庫県）

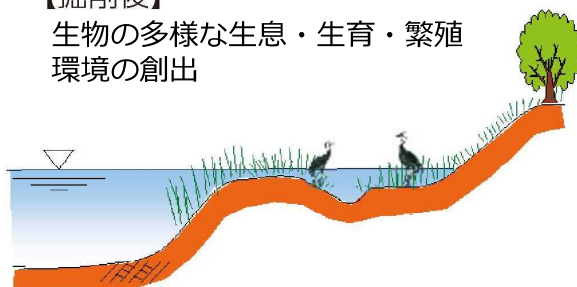
河川の河岸の部分を通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生しました。

【掘削前】



【掘削後】

生物の多様な生息・生育・繁殖環境の創出



自然河川の再生（釧路川：北海道）

旧川復元により、土砂流入を抑制、地下水位上昇や冠水頻度が増加し、湿地環境が回復しました。



湿原の景観を楽しむ観光の様子

Ⅳ 事業の紹介

流水の正常な機能の維持

直轄

・ 直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

交付金

・ 水資源機構事業

補助

・ 補助ダム建設事業

概要

渇水時においても、流水の正常な機能を維持するため、ダムや導水路等の施設を整備します。

流水の正常な機能の維持：本来河川が持っている機能（舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水等流況調整河川事業の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水の補給を行い、これらの機能の維持を図ります。

補助率

直轄

直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3、北海道大規7/10）

二級河川 1/2（北海道 5.5/10、奄美 6/10、沖縄9/10）

交付金

水資源機構事業

フルプラン水系2/3（大規模7/10）

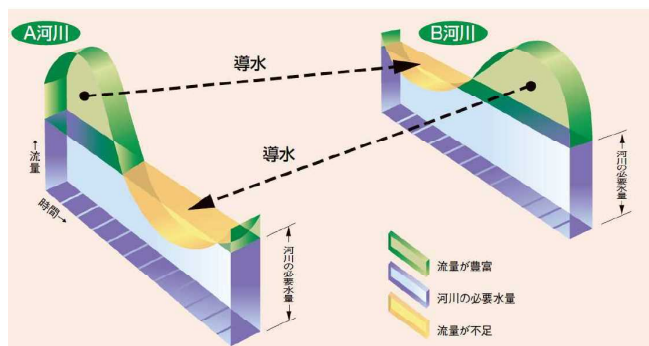
事例

さめうら

早明浦ダム（高知県）



流況調整河川事業（イメージ）



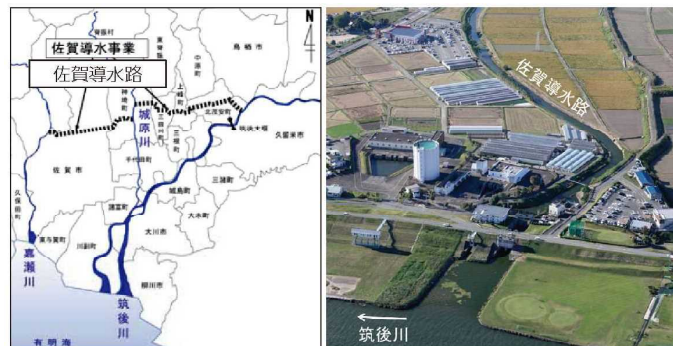
ごがやま

五ヶ山ダム（福岡県）



さが

佐賀導水路（佐賀県）



※流水の正常な機能の維持等を目的とし、筑後川
と城原川及び嘉瀬川を結ぶ流況調整河川

IV 事業の紹介

水環境の改善

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

概要

汚泥の浚渫、浄化施設の整備、浄化用水の導入等によって水質の改善等を行い、水環境の改善を図ります。

事例

底泥の浚渫



水質汚濁対策として底泥の浚渫を行い、水質の改善を図ります

植生浄化



汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図ります

地域の取組と一体となった水辺空間の形成

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

概要

環境学習や癒し等の場として、河川の利活用を図るための整備及び賑わいある良好な水辺空間を創出するための親水護岸、管理用通路等の整備を行います。

事例

江の川水系江の川 (広島県安芸高田市)



名取川水系名取川 (宮城県名取市)



戦略的維持管理・更新

直轄

- ・ 河川維持修繕事業
- ・ 河川工作物関連応急対策事業
- ・ 堰堤維持事業

補助

- ・ 河川メンテナンス事業

概要

河川維持修繕事業

河道や河川管理施設の機能を確保するため、点検・診断を実施し、その結果に基づいて維持管理対策を実施します。

河川工作物関連応急対策事業

樋管等の河川工作物について、構造が不十分または老朽化が著しいため、その前後の施設に比べて機能が劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

堰堤維持事業

ダムの操作及びダム本体、貯水池や関連施設等の管理及びその機能を維持します。

河川メンテナンス事業

河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するため長寿命化計画の策定・変更を行い、更新や改築、応急的な改良を行い、施設機能を確保します。

負担率・補助率

直轄

河川維持修繕事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

河川工作物関連応急対策事業

一級河川 2/3 (北海道8/10)

堰堤維持事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

補助

河川メンテナンス事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)
二級河川 1/2 (北海道 5.5/10、
沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

河川維持修繕事業

堤防除草



河川管理施設等点検



繁茂した樹木の伐採



河川メンテナンス事業 排水ポンプの更新



Ⅳ 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

河川工作物関連応急対策事業

ゲートのフラップ化



ポンプの羽根車のステンレス化



堰堤維持事業

巡視



堤体内点検



貯水池法面对策



機能の回復又は向上

直轄

・ 堰堤改良事業

補助

・ ダムメンテナンス事業

概要

管理ダムにおいて、大規模かつ緊急性の高い改良を行うことで、ダムの機能の回復又は向上を図ります。

事例

こしぶ
小渋ダム（長野県）土砂バイパストンネルの整備しました。



補助率

直轄

堰堤改良事業

2/3（大規模7/10）

補助

ダムメンテナンス事業

ダム施設改良事業 1/2（※）

堰堤改良事業

改良事業 4/10

下流河道整備事業 1/3

ダム管理用水力発電設備設置事業 4/10

貯水池保全事業 1/3

長寿命化計画の策定又は変更 1/2

ダム再生計画の策定又は変更 1/2

（※） 地域等により異なる

IV 事業の紹介

地域主導の川づくり

交付金 ・ 総合流域防災事業

概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

補助率

交付金

総合流域防災事業

河川事業

一級河川1/2（北海道2/3）

二級河川1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）

準用河川1/3

洪水氾濫域減災対策事業

一級河川1/3

二級河川1/3

情報基盤総合整備事業

一級河川1/2（北海道2/3）

二級河川1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

河川事業

河道改修（古川：富山県）

整備前



整備後

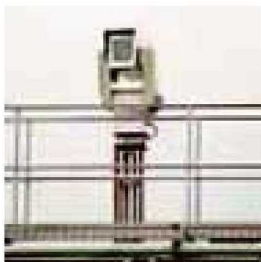


洪水氾濫域減災対策事業

輪中堤整備（佐用川：兵庫県）



情報基盤総合整備事業



CCTVカメラの整備



水位計の整備



雨量計の整備

Ⅳ 事業の紹介

税制

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置

対象地域	特定都市河川流域、浸水被害対策区域
特例措置の対象	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和6年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除（令和6年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る税額の減額措置（固定資産税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	従前権利者が新築する家屋の固定資産税について新築後5年間、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を減額（令和6年3月31日まで）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域
特例措置の対象	上記区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、喚気浸水防止機等）
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を取得から5年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和5年3月31日まで）

浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域
特例措置の対象	浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防や自然堤防等の盛土構造物
特例措置の内容	盛土構造物を水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和5年3月31日まで）

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	津波災害警戒区域
特例措置の対象	指定／協定避難施設の避難の用に供する部分、施設に付属する一定の償却資産
特例措置の内容	指定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和6年3月31日まで） 協定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3～2/3の範囲内で軽減（令和6年3月31日まで）

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る非課税措置等

特例措置の対象	事前放流のために利水ダムに整備した放流施設
特例措置の内容	民間事業者等が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について固定資産税を非課税 国または地方公共団体が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外

貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	貯留機能保全区域
特例措置の対象	貯留機能保全区域の指定を受けている土地
特例措置の内容	洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定した場合、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間、3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和7年3月31日まで）